

令和3年度 第2回福岡県指定管理者選定委員会

- 日 時：令和3年10月21日（木）9時30分～
- 場 所：県庁北棟2階 農林水産部会議室

※第2回指定管理者選定委員会の協議内容につきましては、指定管理者の選定に関するものであり、選定過程については、応募団体の正当な利益及び競争上の地位を害するおそれがあるため、議事概要を掲載しております。

1 協議事項

- ① 福岡県立四王寺県民の森
- ② 福岡県立夜須高原記念の森
- ③ 福岡県緑化センター
- ④ 福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園
- ⑤ 福岡県立北九州勤労青少年文化センター
- ⑥ 旧福岡県公会堂貴賓館
- ⑦ 福岡県青少年科学館
- ⑧ 福岡県立総合プール
- ⑨ 福岡県馬術競技場
- ⑩ 福岡県立あまぎ水の文化村

○事務局

- ・本日の資料については、選定に係る非常に重要な資料であるため、非公開とし、委員会終了後事務局へ返却することとする。

〈福岡県立四王寺県民の森〉

【林業振興課】

- ・施設の概要、応募団体からの提案書類及びヒアリングによる審査結果について説明。

※委員からの主な質問・意見

●委員

借入額が大きいのに見えるが、財務基盤には問題ないか。

【林業振興課】

問題ないと認識している。念のため詳細を確認し、後日回答する。

後日回答内容：

借入額は事業展開のためであり、着実に返済しているため、問題ない。

●委員

「蓄積されたデータを集約・整理した台帳等を整備」と事業計画書に記載されているが、具体的にはどのようなものか。

【林業振興課】

本施設は、いろいろな方の所有地を纏めて「県民の森」と指定している。土地ごとに手入れや樹種が異なり入り組んでいるため、管理用に森林の状態を纏めたものである。

●委員

デジタルトランスフォーメーションのような取組ではないのか。

【林業振興課】

そのとおりである。

●委員

業務日報の作成・共有や、相談・苦情対応フロー等の記載があるが、県側のチェック機能はあるか。

【林業振興課】

3か月ごとに報告を受け、確認。フィードバックも行う。

〈福岡県立夜須高原記念の森〉

【林業振興課】

・施設の概要、応募団体からの提案書類及びヒアリングによる審査結果について説明。

※委員からの主な質問・意見

●委員

四王寺県民の森と比較して指定管理料が約2倍であるが、本施設のほうが大規模、または管理対象が多いということか。次に、本施設は、過去の公募の際に指定管理者の交代があったが、どのような経緯によるものか。

【林業振興課】

四王寺県民の森のほうが圧倒的に面積は大きい。本施設は、市街地から遠いため夜間警備の人員を常駐させる必要があることから、費用が大きくなっている。指定管理者の交代については、公募の際に提案内容がよかった団体を選定した結果である。

●委員

事業計画書に人事労務システムを導入しているという記述がある一方、タイムカードもあり、勤務表で整合性を確認するという記述もある。この人事労務システムは、勤怠管理と連動しているわけではないのか。

【林業振興課】

確認し、後日回答する。

後日回答内容：

人事労務システムは、正社員の勤怠管理と連動している。契約社員については、タイムカードにより管理。

〈福岡県緑化センター〉

【林業振興課】

・施設の概要、応募団体からの提案書類及びヒアリングによる審査結果について説明。

※委員からの主な質問・意見

●委員

イベントは屋外が中心だが、建物は無いのか。

【林業振興課】

管理用の建物に会議室が一つ程度である。

●委員

悪天候の日にはどのように対応するのか。

【林業振興課】

イベントによっては代替日程を確保しており、延期となることが多い。

●委員

候補団体は、どのような組織なのか。

【林業振興課】

植木の生産者、卸業者、造園業者等、植木を扱ういろいろな団体の集まりである。

●委員

ずっと本団体が指定管理者をしているのか。

【林業振興課】

そのとおりである。施設で開催する講習会等では、剪定の仕方、庭木の管理、樹木の病気についての相談等、かなり専門的な内容、知識が必要となるため、ずっと選定されている。

●委員

緑に関するイベントや講習会の計画が数多くあるが、今後、防災やヒートアイランド対策等、緑を活用した取り組みの計画はあるか。

【林業振興課】

直接的に防災に繋がるものではないが、市町村や県の職員向けに街路樹の講習会も行っており、その中でヒートアイランド対策等、緑化の役割については講習をしている。講習会の内容は、ニーズに合わせて設定しているので、今後も改善していく。

〈福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園〉

【障がい福祉課】

・施設の概要、応募団体からの提案書類及びヒアリングによる審査結果について説明。

※委員からの主な質問・意見

●委員

現有施設の指定管理を受けて障がい者の支援を行っているにもかかわらず、指定管理料がずっとゼロであるが、どういうことなのか。

【障がい福祉課】

現指定管理者は、指定管理料は受けず、通常の世界福祉法人同様、障害者自立支援給付費等に基づ

いて得られる収入により運営をしていく運営方針である。また、本団体は本施設だけでなく他の施設も運営しており、法人全体で経営していただいている。

●委員

本施設は存続を検討中ということであり、今回の提案による指定管理期間は2年であるが、2年で今後の方針が出る見込みなのか。

【障がい福祉課】

2年で全ての方針は出ない可能性があるが、県としてどのようにしていくか、方向性は考えていきたい。時間が必要なのは、単なる移譲、廃止の議論だけでなく、施設利用者にとって希望される形での調整を進めていくためである。

●委員

もし県がタッチしないことになれば、あけぼの園の入所者は福岡コロニーに移ることになるのか。

【障がい福祉課】

本人や家族の希望によって、現在支援を受けている福岡コロニーの他の施設を希望される場合は、受入体制の整備を図っていただくが、今と同じ場所で他の法人の施設を希望される場合など、本人やご家族の希望によって、いくつかの選択肢があると考えている。

●委員

基本的なことだが確認。三障がい特性というのは、身体、精神、知的の三種類か。

【障がい福祉課】

そのとおりである。

●委員

新たにスキャナー事業を実施とあるが、文書を読み取るスキャンということか。

【障がい福祉課】

検討中であるが、企業等の書類のデジタル化のニーズに応えるものである。

●委員

従業員の入所、退所を比較すると8名減員しているが、人員が不足していることはないか。

【障がい福祉課】

障がい福祉サービスに係る配置基準よりも多い人員が配置されており、不足はしていない。募集活動は継続的に法人で実施している。

●委員

給与・工賃支給額の表について、「職員」というのは施設の職員の給与、それ以外は入所している障がい者の方の工賃か。

【障がい福祉課】

そのとおりである。

●委員

低いんですね。

【障がい福祉課】

福岡県の工賃は全国と比較しても低く、課題であると考えている。

●委員

最低賃金は関係ないのか。

【障がい福祉課】

関係ない。

●委員

施設を訪問したことがあるが、重度の障がい者の方々も作業をしており、全体として工賃が低くなるのではないかと。個人差があると思われる。

【障がい福祉課】

高齢化や重度化に対応し、働く意思のある方には仕事をしていただくのが施設全体の方針である。

〈福岡県立北九州勤労青少年文化センター〉

【労働政策課】

・施設の概要、応募団体からの提案書類及びヒアリングによる審査結果について説明。

※委員からの主な質問・意見

●委員

提案金額が令和3年度の指定管理料よりも高く、上限額と同額であるが、今後交渉はしていくのか。また、他の施設と比較して点数が低いと、今後、指導する予定等あるのか。

【労働政策課】

上限額は、過年度の運営実績をもとに算出決定している。今回の提案額は上限額と同額ということで、費用は少しでも低い方が公共性、公益性の観点から大切であるが、施設の目的を達成するために検討したうえでの提案額ということでもあり、評価している。点数については、他施設の点数と比較して低いと、管理運営を十分に行えると考えている。

●委員

施設によって満点の点数が違う。資料の中で点数と満点を比較できると良い。

●事務局

様式を改善する。

●委員

本施設の指定管理者は、当初、北九州市の外郭団体であったのが現在の団体が変わっている。指定管理者制度の導入初年度から今の団体か。それとも、最初の指定管理者は北九州市の外郭団体だったのか。

●事務局

最初の公募の時に、北九州市の外郭団体が選定されている。

●委員

毎年度、指定管理料が変動する理由はなにか。

【労働政策課】

施設利用料の増減に応じて指定管理料を算出しているためである。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による閉館もあり、利用者が減っている。その間の施設の管理運営もあるので、利用料が減った部分は、県による補てんも考慮している。

●委員

今回の提案額も、結果によっては動くということか。

●事務局

基本的には動かないが、新型コロナウイルス感染症のほか、地震等による長期閉館等、特別な事情があれば動くこともありうる。

●委員

指定管理者が努力して利用料収入を増やした結果、指定管理料が減るということはないか。

【労働政策課】

それはない。

●委員

利用料による収益は、指定管理者のインセンティブという理解でよいか。

【労働政策課】

そのとおりである。

●委員

利用料金収入の目標設定はあるか。

【労働政策課】

収支計画書の利用料金収入額が目標である。

●委員

数値目標は、事業計画書の中に記載されていると分かりやすい。

●委員

候補団体は共同企業体となっているが、何かあったときには連帯して債務等の責任を取るのか。

【労働政策課】

そのとおりである。

●委員

今回の公募で競合がなかった理由は何が考えられるか。

【労働政策課】

昭和57年設置ということで築年数が経っており、それなりに手間がかかるということ、また、外部からの出入りがある施設であり新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる。

〈旧福岡県公会堂貴賓館〉

【文化財保護課】

- ・施設の概要、応募団体からの提案書類及びヒアリングによる審査結果について説明。

※委員からの主な質問・意見

●委員

5年前と比較して入館者数が増えたのか。

【文化財保護課】

そのとおりである。

●委員

指定管理者が変わり、施設の雰囲気が変わった。指定管理者制度の成功事例といえる。

●委員

今後も入館者数を伸ばしていくため目標に対する具体的な施策が事業計画書に記載されているということか。また、目的外使用許可について、本施設は文化財であるため保存に重きを置き、営利目的での活用には制限があるという理解でよいか。

【文化財保護課】

入館者数を伸ばすための施策として、新しい工夫が提案されている。目的外使用許可については、花、絵画、音楽、朗読等、施設のイメージを損なわないものに限るよう指定管理者と連携して進めている。大事な文化財であるが、大切にしてもらおう心を醸成するため、多くの方々に触れてもらいたいと考えている。

〈福岡県青少年科学館〉

【社会教育課】

- ・施設の概要、応募団体からの提案書類及びヒアリングによる審査結果について説明。

※委員からの主な質問・意見

●委員

候補団体は、複数の団体がグループを組んでいる団体だが、一般論として、どの構成団体と協定を締結することになるのか。

【社会教育課】

協定はグループとして締結する。

●委員

グループでの応募はそれなりにあるのか。

【事務局】

グループや共同企業体等、名称はそれぞれ異なるが2～3社でグループを組んでいる団体はそれなりにある。

●委員

J V（ジョイントベンチャー）の場合、法的に規制がある。

【事務局】

指定管理者制度においては、名称を共同企業体やグループとしているだけであり、JVとは異なり法的なものではない。

●委員

法的な共同企業体でないのであれば、単独で応募して再委託すればよいのではないかと。県としては、再委託先が知りたいということか。

【社会教育課】

応募者がプラネタリウムの企画運営に重きを置き、企画提案時に専門性、ノウハウを盛り込むため、共同体を組んでいると理解している。

●委員

法的な存在ではない共同体を指定管理者にするよりも、代表団体がプラネタリウムの専門事業者に委託すればよいのではないかと。

【事務局】

県からグループとして応募するようお願いしているわけではなく、応募側が単独で応募して再委託するか、グループで応募するか判断している。施設所管課から説明があったように、プラネタリウム関係の企画を強調したいため、グループで応募、提案する判断になっているのだと考えられる。

【社会教育課】

再委託の場合、代表団体が単独でプラネタリウムの企画をすべて提案する必要があるが、グループを組んでいると、提案の段階でプラネタリウムの企画を強く押し出すことができるため、両社がグループを組んでいるものと考えている。

●委員

指定管理料は、県から代表団体に支払われ、代表団体から構成団体に支払われるのか。

【社会教育課】

そのとおりである。

●委員

先ほどの福岡県立北九州勤労青少年文化センターの候補団体は「共同企業体」だったが、言い方が違うだけで本施設の候補団体である「グループ」と同じということか。

【事務局】

そのとおりである。

●委員

協定の中身によっては、県から構成団体に指定管理料を支払うこともあるのか。

【社会教育課】

他施設の事例は存じていないが、本施設においては協定に基づいて支払われている。

●委員

事業計画書は、それぞれの構成団体が提出するのか。

【事務局】

それぞれの構成団体の提案を代表団体が取り纏めて提出する。

●委員

プラネタリウムの専門者が構成団体に入っていると、他団体の新規参入は難しいのではないかと。

【社会教育課】

プラネタリウムの専門性がある企業は日本に数社ある。

●委員

令和2年度に代表団体の財政状況が大きく改善している理由は何かと。

【社会教育課】

代表団体は奨学金の貸与も行っており、貸与額、返済額状況により大きく財政状況は変わる。奨学金は特別会計とされており、規模が大きい奨学金運営に本施設の運営が左右されないようになっている。

●委員

以前訪問した際、子供が多い印象だった。チラシを配る等、集客を工夫しているのかと。

【社会教育課】

そのとおりである。久留米市の施設とのコラボ等もやっている。

●委員

構成団体のプラネタリウム事業者は、業界ではナンバーワンなのかと。

【社会教育課】

大手であるのは間違いない。

〈福岡県立総合プール〉

【体育スポーツ健康課】

・施設の概要、応募団体からの提案書類及びヒアリングによる審査結果について説明。

※委員からの主な質問・意見

●委員

本施設の候補団体もグループであり、代表団体はこれまでと変わらず、構成団体の1社に変更があるが、新しく入ってきた団体は、元の構成団体と同じ業務を担当するのかと。

【体育スポーツ健康課】

役割は異なっている。

●委員

どのような役割を担うのかと。

【体育スポーツ健康課】

プール、スケートの監視、利用者の安全指導が主な業務。

●委員

プールはいつできたのか。当初から、現在の代表団体が管理しているのか。

【体育スポーツ健康課】

平成元年である。一部の期間を除き、指定管理者制度ができる前から同団体が管理している。

●委員

30年も経つと傷みも出てくるのではないか。

【体育スポーツ健康課】

建物本体に大きな問題は出ていないが、水回りに傷みが出てきている。

●委員

利用者数はどのような状況か。

【体育スポーツ健康課】

例年14～15万人程度。大規模な大会の開催状況によって変動がある。また、新型コロナウイルス感染症の影響による閉館のため、令和2年度は8万人程度。

●委員

本施設のプールは、いわゆる遊園地のようなプールとは違うのですよね。

【体育スポーツ健康課】

50メートルプールは水深2メートルの競泳用であり、遊ぶためのプールとは違う。オリンピックのキャンプ等にも使用する。

●委員

一般人の利用もできるのか。

【体育スポーツ健康課】

可能である。水深1.2メートルの25メートルプールもあり、そこでウォーキング等もできる。

●委員

利用者数が増えた方がよいか。

【体育スポーツ健康課】

多くの県民の方に利用してもらおうという観点からすると、利用者数が増えた方がよい。

●委員

利用者数の増加には、指定管理者の取組みも直結するのか。

【体育スポーツ健康課】

施設のPR活動や大会の誘致、イベント等、指定管理者の努力によって利用者の増減は大きく影響する。基本的には、大会の開催を優先とさせていただき、一般のお客様に利用してもらおう。

●委員

収支改善計画として、利用者数の増加により収入増を図る旨が事業計画書に記載されているが、明細があると良い。もう少し細かい数値目標を作ると、努力が結果に繋がったかが分かりやすい。

●委員

今回の公募では1社のみ応募だが、参入障壁があり他の団体が入ってきづらいのか。

【体育スポーツ健康課】

以前は別の団体が指定管理者であった。また、前回は2社応募があったので、参入障壁があるとは考えていない。

〈福岡県馬術競技場〉

【体育スポーツ健康課】

・施設の概要、応募団体からの提案書類及びヒアリングによる審査結果について説明。

※委員からの主な質問・意見

●委員

候補団体以外に、施設の指定管理者になりうる団体はあるか。

【体育スポーツ健康課】

県内にいくつかある馬術クラブが手を挙げることは考えられる。

●委員

本団体は「連盟」だが、法人格はないのではないか。

【体育スポーツ健康課】

任意団体であり、法人格はない。

●委員

貸借対照表は、候補団体の会計の数字という理解でよいか。

【体育スポーツ健康課】

指定管理に係る事業分のみである。

●委員

別のページの令和2年度収支決算と数字の整合性が取れない。指定管理分とは別になっているのか。先ほどの法人格の議論にも関連するが、団体全体が見えないとこの団体と契約してよいのか、という疑問が出てくる。他の施設は、候補団体としての貸借対照表や損益計算書が出ており、本施設の候補団体についても、全体を整理したものを提出するように。

【体育スポーツ健康課】

整理して提出する。

〈福岡県立あまぎ水の文化村〉

【文化振興課】

・施設の概要、応募団体からの提案書類及びヒアリングによる審査結果について説明。

※委員からの主な質問・意見

●委員

団体の基本財産の20億円はどこから出ているのか。

【文化振興課】

朝倉市、福岡県のほか、福岡市水道局他の水道企業団体等が出資している。

●委員

本団体は、市や県の出資金を運用し、その運用益を財源としているにもかかわらず、決算書上5千万円以上の赤字。公債への投資でなぜ評価損が出るのか。県や市はそれで良いと考えているのか。

【文化振興課】

令和3年3月31日時点では評価損益でマイナスが出ているが、満期保有しておけば損は出ないと候補団体に確認している。

●委員

満期保有が前提であれば、評価損は会計上立てない。通常、売ることが前提であれば評価する。

【文化振興課】

利益が出るタイミングで売る可能性もある。ある時点で区切るとマイナスと出ることもあると理解している。満期まで保有すれば少なくともマイナスではないと確認している。

●委員

県や市は、一時的に評価損が出ている、将来的には損は出ないという収支の状況について共通認識があるのか。

【文化振興課】

収支の状況は毎年確認している。評価損についても、売買のタイミングを考えて最終的にマイナスが出ないようにすることは確認している。

●委員

候補団体の会計監査は、公認会計士による法定監査か、それとも任意監査か。

【文化振興課】

税理士による監査である。

●委員

県や市が状況を理解しているようであり、そこは安心した。財務諸表に「損は出ない」という注釈をつければ、このような余計な心配をすることもない。注釈をつけて説明するようにすること。

【文化振興課】

承知した。

●委員

事業計画書に人件費が記載されているが、臨時職員の日額が、改定後の最低賃金を下回っているのではないか。

【文化振興課】

確認し、後日回答する。

後日回答内容：

確認したところ、最低賃金の改訂に合わせて契約内容を変更しており、問題なし。